

横浜市の社会的養育推進の基本的な方針

(令和2年度～令和11年度)

令和2年7月

横浜市こども青少年局

目次

1	社会的養育推進の基本的な方針の策定にあたって	
(1)	方針策定の趣旨	・・・3
(2)	推進期間	・・・4
(3)	関連する計画	・・・4
(4)	神奈川県と県内指定都市等との連携	・・・5
2	本市の社会的養護の状況	
(1)	児童人口の推移	・・・5
(2)	児童虐待相談対応件数と一時保護件数の推移	・・・5
(3)	代替養育の状況	・・・6
(4)	里親等委託の状況	・・・6
3	本市の代替保育を必要とする子どもの数の見込み等	
(1)	代替養育を必要とする子どもの数の見込み	・・・8
(2)	里親等委託の対象となる子どもの数	・・・8
(3)	里親等委託が必要な子どもの数	・・・9
(4)	必要となる里親等の数	・・・9
(5)	施設及び里親等で養育が必要な子どもの数	・・・10
(6)	施設における代替養育の確保策	・・・10
4	施設等における現状と課題	・・・12
5	横浜市社会的養育推進の考え方	
(1)	社会的養育の推進体制	・・・14
(2)	里親等委託の推進	・・・14
(3)	施設の小規模化等について	・・・15
(4)	施設の高機能化及び多機能化・機能転換	・・・16
(5)	社会的養護自立支援の推進	・・・16
	(参考1) 代替養育を必要とする子どもの数の見込み 算定方法	・・・17
	(参考2) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における目標・方向性	・・・18
	(参考3) 「横浜市の家庭的養育推進の方向性」(平成28年3月)の考え方	・・・19

1 社会的養育推進の基本的な方針の策定にあたって

(1) 方針策定の趣旨

社会的養護の充実については、平成 23 年 7 月に「社会的養護の課題と将来像」、が取りまとめられ、施設機能の地域分散化として、当時の現状である「施設が 9 割、里親が 1 割」に対し、今後 10 数年の間に、施設の本体施設（児童養護施設及び乳児院）、グループホーム、里親等の割合を 3 分の 1 ずつにしてい目標が掲げられました。

本市でも、平成 28 年 3 月に「横浜市の家庭的養育推進の方向性」をまとめ、15 年後（令和 11 年度）の里親等委託率を 30%と設定し、里親等委託の推進や施設における小規模グループケア等の推進に取り組んできました。

その後、平成 28 年度の改正児童福祉法では、家庭養育優先の理念が規定され、平成 29 年 8 月に示された「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭養育優先の原則に基づき、今後 10 年間の社会的養育を必要とする子どもの数を見込んだうえで、概ね 7 年以内（3 歳未満は概ね 5 年以内）に乳幼児の里親等委託率 75%以上、概ね 10 年以内に学童期以降の里親等委託率 50%以上とする目標が示されました。

これを踏まえ、平成 30 年 7 月に厚生労働省こども家庭局長通知「都道府県社会的養育推進計画の策定について」が発出されました。この中で、都道府県は令和 2 年度を始期として 11 年度までの 10 年間でこの目標を達成することを目指し、今後 10 年間の社会的養育を必要とする子どもの数を見込んだうえで、代替養育の確保に取り組むための「推進計画」を策定し、地域の実情に即して計画的に取り組みを推進することとなりました。

本市では「横浜市中期 4 か年計画」及び「横浜市子ども・子育て支援事業計画」において、社会的養護体制の充実についての基本的な方針や具体的取組を示しています。そのため、これらの計画との整合性を図りながら、今後 10 年間の社会的養育を必要とする子どもの数を見込み、代替養育（施設・家庭）の確保に取り組むための方向性を策定します。

【参考】新しい社会的養育ビジョン（平成 29 年 8 月）

概要	目標	
	施設養育	家庭養育
社会的養護においては、原則として家庭養育（里親及びファミリーホームにおける養育）を優先するとともに、施設での養育（児童養護施設、乳児院等における養育）もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある	子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育。	概ね 7 年以内（3 歳未満は概ね 5 年以内）に乳幼児の里親等委託率 75%以上、概ね 10 年以内に学童期以降の里親等委託率 50%以上の目標を実現

(2) 推進期間

令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間とします。

また、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの期間を前期、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの期間を後期とし、各期末に目標等の見直しを行うこととします。

(3) 関連する計画

ア 横浜市中期 4 か年計画 2018-2021（平成 30 年 10 月）

横浜市の総合計画として、平成 30～令和 3 年度を計画期間として策定したものです。

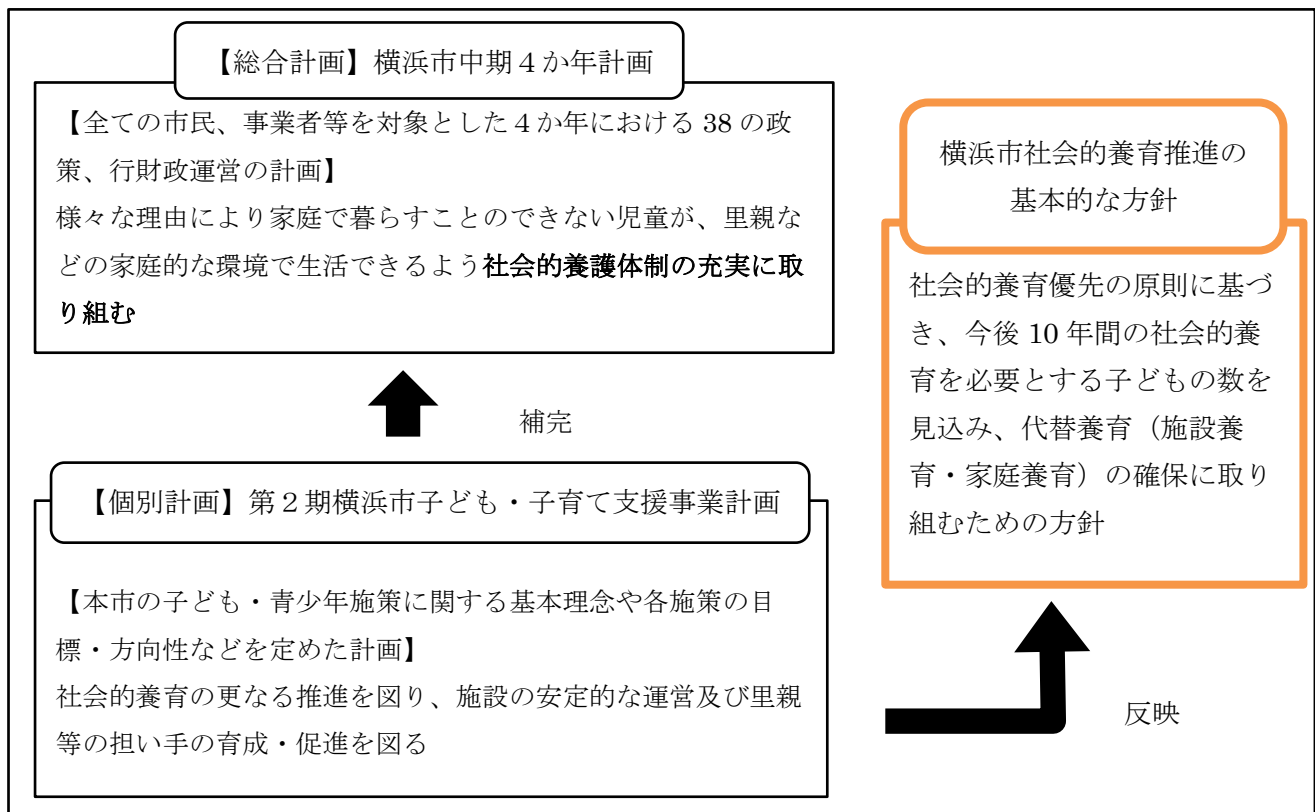
「基本政策 30 児童虐待・DV 被害の防止と社会的養護体制の充実」において、関係機関の連携強化や社会的養護体制の充実についての施策の目標・方向性及び取組を示しています。

イ 第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年 3 月）

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、令和 2～6 年度の 5 年間で計画期間として策定したもので、幅広く本市の子ども・青少年のための施策を推進していきます。

「基本施策 8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」において、家庭養育の推進について施策の目標・方向性及び取組を示しています。

【各計画との関連性】



(4) 神奈川県と県内指定都市等との連携

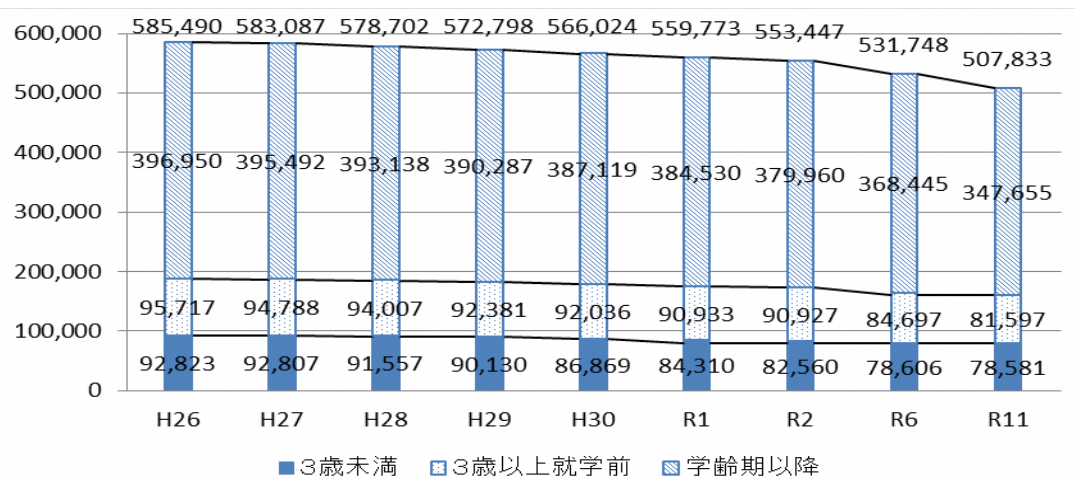
これまで施設入所等が必要な子どもに対して5県市（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）による広域的な調整・対応を図ってきました。本市の社会的養育の推進の遂行にあたり、県・他市が策定する計画・方針等と連携、調整を行い、目標の達成に向けた取組みを進めます。

2 本市の社会的養護の状況

(1) 児童人口の推移

本市における児童人口の総数は年々減少しており、平成26年度から平成30年度までの5年間で約19,500人（3％）の減少に対し、平成30年度から令和6年度の5年間で約34,000人（6％）の減少との推計となっており、人口減少率の増加が見込まれています。

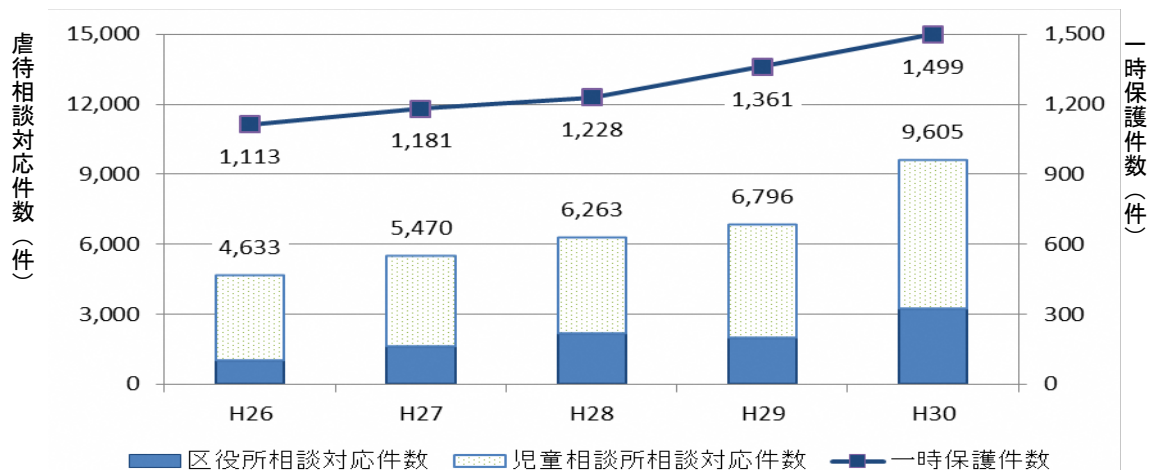
図1 児童人口の推移及び推計



(2) 児童虐待相談対応件数と一時保護件数の推移

児童人口の減少が続いている一方で、市における児童虐待相談対応件数と一時保護件数は毎年増加しており、平成30年度は過去最多の件数を更新しました。

図2 児童虐待相談対応件数と一時保護件数の推移



(3) 代替養育の状況

乳児院、児童養護施設等の施設養育の児童数が 649 人、里親、ファミリーホームの家庭養育の委託児童数が 101 人となっています。

代替養育の状況（平成 30 年度末）

		本市定員	入所(委託) 児童数	本市所管 施設数
施設 養育	乳児院	94 人	63 人	3 施設
	児童養護施設	644 人	506 人	11 施設
	児童自立支援施設	30 人	23 人	2 か所
	児童心理治療施設	47 人	42 人	1 か所
	自立援助ホーム	25 人	15 人	7 か所
家庭 養育	里親	－	79 人	172 組
	ファミリーホーム	42 人	22 人	7 か所
合計			750 人	

＊定員及び入所児童数には県所管等施設等での協定定員等を含む。

＊乳児院の入所児童数には、一時保護児童数を含めない。

(4) 里親等委託の状況

新規里親認定数は、毎年 20～25 組で推移しており、登録里親、委託里親ともに増加傾向にあり、委託児童数はここ数年で約 80 人となっています。一方で、ファミリーホームの数は、減少傾向にあり、里親やファミリーホーム（里親等）への委託児童数は、横ばいの状況にあります。

なお、養子縁組が成立すると、委託児童数からは除かれますが、引き続き、家庭養育の中で生活しています。

里親登録数、委託児童数の推移（毎年度 3 月 31 日現在）

	H26	H27	H28	H29	H30
新規里親認定数(組)	10	24	21	21	25
登録里親(組)	141	149	159	169	172
委託里親(組)	42	48	61	66	64
委託児童数(人)	51	58	74	81	79

ファミリーホーム施設数、委託児童数の推移（毎年度 3 月 31 日現在）

	H26	H27	H28	H29	H30
ファミリーホーム数	8	7	7	6	6
定員数(人)	48	42	42	36	36
委託児童数(人)	34	31	24	24	22

年齢区分別の里親等委託率（平成 30 年度末）

	3 歳未満	3 歳以上 就学前	学童期以降	合計
里親等・施設入所児童数	64 人	119 人	487 人	670 人
里親等への委託児童数	12 人	24 人	65 人	101 人
里親等委託率	18.8%	20.2%	13.3%	15.1%

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親、ファミリーホーム委託児童}}{\text{児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム入所(委託)児童}}$$

※里親等委託率とは、代替養育が必要な児童（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム）のうち、里親及びファミリーホームに委託されている児童の割合。

3 代替養育を必要とする子どもの数の見込み等

(1) 代替養育を必要とする子どもの数の見込み

前年度の施設等在籍児童数（3月初日）に、過去5年間の児童人口あたりの在籍児童数（3月初日）の伸び率を加え、子どもの数を見込みました。

なお、潜在的需要として、上記の子ども数に、各年度内の養子縁組成立に伴う里親委託解除児童数、3月初日の施設等入所待ち児童数を加えて見込んでいます。

代替養育を必要とする子どもの数の見込み（人）

	30年度 (2018)	元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)
3歳未満	117	118	120	122	124	127	<u>130</u>	133	137	141	146	<u>150</u>
3歳以上 就学前	105	106	110	113	114	116	<u>116</u>	119	121	124	125	<u>128</u>
学童期 以降	572	573	570	568	568	568	<u>568</u>	566	563	560	557	<u>554</u>
合計	794	797	800	803	806	811	<u>814</u>	818	821	825	828	<u>832</u>

※30年度は実績値

(2) 里親等委託の対象となる子どもの数

子どもの状況を踏まえ、里親等への委託が望ましく、委託の対象となる子どもの数として、次の方法により見込みました。

(ア) 3歳未満

「代替養育を必要とする子どもの数の見込み」から、日常介助や観察、療育訓練等が必要な病虚弱等児（推計）を減じたもの。

(イ) 3歳以上就学前・学童期以降

「代替養育を必要とする子どもの数の見込み」から、学校を含む生活上の課題があり、処遇が難しい児童（処遇困難児）（推計）を減じたもの。

里親等委託の対象となる子どもの数（人）

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3歳未満	77	71	72	74	75	77	<u>78</u>	80	83	85	88	<u>90</u>
3歳以上 ～就学前	65	66	69	71	71	73	<u>73</u>	74	76	78	78	<u>80</u>
学童期 以降	359	359	357	355	356	355	<u>355</u>	355	352	350	349	<u>347</u>
合計	501	496	498	500	502	505	<u>506</u>	509	511	513	515	<u>517</u>

※30年度は実績値

(3) 里親等委託が必要な子どもの数

「(2) 里親等委託の対象となる児童数」に対し、子どもや保護者の意向、専門的な職員が関わることを望ましい子どもなど、委託が難しい例も含まれることから、年齢区分別の国が示す里親等委託率（目標値）を乗じ、里親等委託が必要な子どもの数を見込みました。

令和 11 年度の里親等委託率を、国が示す目標である 3 歳未満 75%、3 歳以上就学前 75%、学童期以降 50%として算出すると、全体で 302 人となります。

里親等委託が必要な子どもの数（人）

	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10年度	11年度
3 歳未満	24	25	29	32	36	40	43	48	53	57	63	68
3 歳以上 就学前	31	34	37	40	41	44	46	49	52	55	57	60
学童期 以降	97	105	112	119	126	134	141	148	154	161	168	174
合計	152	164	178	191	203	218	230	245	259	273	288	302

里親等委託率（目標値）

3 歳未満	31.2%	35.2%	39.1%	43.1%	47.1%	51.1%	55.1%	59.1%	63.0%	67.0%	71.0%	75.0%
3 歳以上 就学前	47.7%	50.2%	52.7%	55.1%	57.6%	60.1%	62.6%	65.1%	67.6%	70.0%	72.5%	75.0%
学童期 以降	27.0%	29.1%	31.2%	33.3%	35.4%	37.5%	39.6%	41.6%	43.7%	45.8%	47.9%	50.0%

※30 年度は実績値

(4) 必要となる里親等の数

過去 5 年間の委託実績から、里親 1 組あたりの委託児童は平均 1.2 人、ファミリーホーム（F H）1 か所あたりの委託児童は平均 3.8 人となっています。登録里親のうち、委託されていない里親家庭は平均 102 組です。（いずれも年度末在籍）

これらをもとに、「3 (3) 里親等委託が必要な子どもの数」を全て里親等に委託するためには、里親 324 組、F H 8 か所を確保し、複数養育を推進する必要があります。

必要となる里親等の数

	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10年度	11年度
--	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

(A) 里親等委託児童（人）

3 歳未満	24	25	29	32	36	40	43	48	53	57	63	68
3 歳以上 就学前	31	34	37	40	41	44	46	49	52	55	57	60
学童期 以降	97	105	112	119	126	134	141	148	154	161	168	174
合計	152	164	178	191	203	218	230	245	259	273	288	302

(B) 必要となる里親等

里親(組)	172	217	226	236	246	259	268	278	289	300	313	324
F H (か所)	6	6	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8

※30 年度は実績値

(5) 施設及び里親等で養育が必要な子どもの数

「3 (1) 代替養育を必要とする子どもの数」及び「3 (3) 里親等委託が必要な子どもの数」に基づき、「施設（乳児院及び児童養護施設）」「里親等」で養育が必要な子どもの数は、以下の表のとおりです

この場合において、「里親等委託が必要な子どもの数」から「代替養育を必要とする子どもの数」を除いたものが里親等委託率となり、令和 11 年度で 36.3% となります。

施設及び里親等で養育が必要な子どもの数

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
--	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------

(A) 施設（乳児院・児童養護施設）

3歳未満	93	93	91	90	88	87	87	85	84	84	83	82
3歳以上 就学前	74	72	73	73	73	72	70	70	69	69	68	68
学童期 以降	475	468	458	449	442	434	427	418	409	399	389	380
小計	642	633	622	612	603	593	584	573	562	552	540	530

(B) 里親等（特別養子縁組を含む）

3歳未満	24	25	29	32	36	40	43	48	53	57	63	68
3歳以上 就学前	31	34	37	40	41	44	46	49	52	55	57	60
学童期 以降	97	105	112	119	126	134	141	148	154	161	168	174
小計	152	164	178	191	203	218	230	245	259	273	288	302
(C) 合計 (A)+(B)	794	797	800	803	806	811	814	818	821	825	828	832

里親等委託率 (B)/(C)

3歳未満	20.5%	21.2%	24.2%	26.2%	29.0%	31.5%	33.1%	36.1%	38.7%	40.4%	43.2%	45.3%
3歳以上 就学前	29.5%	32.1%	33.6%	35.4%	36.0%	37.9%	39.7%	41.2%	43.0%	44.4%	45.6%	46.9%
学童期 以降	17.0%	18.3%	19.6%	21.0%	22.2%	23.6%	24.8%	26.1%	27.4%	28.8%	30.2%	31.4%
全体	19.1%	20.6%	22.3%	23.8%	25.2%	26.9%	28.3%	30.0%	31.5%	33.1%	34.8%	36.3%

※30年度は実績値

(6) 施設における代替養育の確保策

ア 施設定員の見込み

要医療や処遇困難など個別の配慮を必要とする児童が多く、施設入所の方針が決定したものの、施設のユニット化によって、子ども同士の性別、年齢、状態等を踏まえる必要があるなど、施設の入所調整に相当の日数を要する子どもが多数います。(30年度に施設入所の支援方針を決定したうえで、2か月以上の一時保護を行った児童数 116人)

また、相談対応件数の増加に伴い、乳児院や里親等への一時保護委託も増加していることから、施設定員については、当面の間、現状の規模を維持する必要があります。

必要となる施設定員の見込み

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
--	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------

(A) 施設で養育が必要な子どもの数（乳児院・児童養護施設）

3歳未満	93	93	91	90	88	87	87	85	84	84	83	82
3歳以上 就学前	74	72	73	73	73	72	70	70	69	69	68	68
学童期 以降	475	468	458	449	442	434	427	418	409	399	389	380
合計	642	633	622	612	603	593	584	573	562	552	540	530

(B) 必要となる施設定員

乳児院	94	94					94					94
児童養護 施設	644	621					612					605
合計	738	715					706					699

※30年度は実績値

イ 施設定員の確保策

本市が措置する児童は、本市所管施設（乳児院3か所、児童養護施設11か所）に加え、広域入所を活用して必要数を確保しています。

代替養育を必要とする子どもの数の推移や里親等の確保状況をもとに、必要に応じて確保策を見直していく必要があります。

施設定員の確保策

	30年度	元年度	6年度	11年度
乳児院				
横浜市	94	94	94	94
広域	0	0	0	0
小計	94	94	94	94
児童養護施設				
横浜市	513	498	523	532
広域	131	123	89	73
神奈川県	99	93	61	45
相模原市	12	12	12	12
横須賀市	20	18	16	16
小計	644	621	612	605
合計	738	715	706	699

4 施設等における現状と課題

方針策定に際して、本市の社会的養護体制に見識のある学識経験者及び施設・里親等から広く意見を聞くため、横浜市社会的養育懇談会を設置し、施設等における現状や課題について聴取を行いました。

横浜市社会的養育懇談会（平成31年3月から計3回開催）

（構成員）

学識経験者、弁護士、医師、主任児童委員、施設（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設）・里親・ファミリーホーム及び自立援助ホームの代表者

（主な議題）

- ・ 社会的養育の推進体制
- ・ 里親等委託の推進
- ・ 施設の小規模かつ地域分散化
- ・ 施設の高機能化及び多機能化・機能転換
- ・ 社会的養護自立支援の推進

【主なご意見】

ア 社会的養育の推進体制

- ・ 子どもの援助方針の決定において、子ども一人ひとりに合った生活の場を提供することが大切であり、子どもにとって最良な選択ができるよう、各施設が特徴を持ち、その中から選択できることが必要である。
- ・ 子ども自身が代替養育の場として、どのような施設・里親を望むのか、意見表明できることが必要である。
- ・ 社会的養育関係施設における親子関係再構築支援ガイドラインで、親子再統合での母子生活支援施設の活用が示されている。施設の日常的な見守り体勢、必要時には母と子それぞれに支援ができるなど、家庭復帰時の支援に有効な機能を活用して親子（母子）再統合の場として活用されることが期待されている。

イ 里親等委託の推進

- ・ 児童虐待相談対応件数や一時保護件数が急増するなかにあっても、新たな施設建設ではなく、需要を満たすような施策が必要である。
- ・ 乳幼児の積極的な里親等委託を目標に掲げるべきである。
- ・ 地域の中で里親家庭が孤立することのないよう、児童相談所や施設等の関係機関が連携し、里親を支援する体制の充実を行っていく必要がある。
- ・ ファミリーホームには、家庭的かつ複数養育の良さや家庭の風通しの良さがあり、地域社会にも溶け込んでいる。虐待を受けた子どもによっては、大人への恐怖や不信感、警戒心が強く、一対一関係となる里親ではなく、ファミリーホームでの養育が望ましいこともある。ファミリーホームの充実を図ることも必要である。
- ・ 一方で、ファミリーホームを増やすためには、従事者の生活が保証されるよう、施設職員と同等の処遇も必要である。

ウ 施設の小規模かつ地域分散化

- ・情緒的にも安定が見られる状態の児童について、小規模グループケアの環境で家庭的な養育を行うことは必要である。家庭的な雰囲気を経験することは、児童の権利擁護の観点だけでなく、将来的に自分が家庭を築く際の適切なイメージとなり、虐待の世代間伝達を予防する一助になる。
- ・発達障害や精神疾患を有する児童が増え、個別対応が必要な子どもが増えている。施設の分散化を行うと、施設同士の距離が離れ、職員間の支援体制が難しくなるという課題もある。

エ 施設の高機能化及び多機能化・機能転換

- ・多様化、複雑化する入所者の問題に対応するために、職員の支援技術の向上が欠かせない。
- ・乳児院では約半数が家庭復帰をしている現状から、地域の要支援家庭のショートステイやレスパイト、母親の相談支援の充実を強化し、入所ではなく訪問支援、家庭見守り支援を行うような機能転換を図ることが必要である。
- ・児童自立支援施設には、家庭環境その他の理由で生活指導等を必要とする子どもが入所している。多職種連携による児童への一貫した生活支援と学習支援や、家庭環境調整の機能の強化が必要である。また、保護者への養育支援の充実も必要である。
- ・児童心理治療施設の通所部の対象を、児童養護施設の入所児童だけでなく、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム等にも拡大することで、様々な社会的養護機関、施設で生活する子どもの支援を行うことが高機能化の方向性と考えられる。
- ・母子生活支援施設では妊娠期支援事業など、地域のひとり親家庭支援につながる事業も実施しているが、シェルターとして利用者の安全を確保する機能がある。地域に開かれた施設と秘匿性が求められる施設の両要素を兼ね備えている状況を踏まえ、多機能化の議論が必要である。

オ 社会的養護自立支援の推進

- ・自立援助ホームでは、自立に向けた生活・就労支援に加え、高校卒業や大学進学等を目指す児童、障害を有する児童の受け入れ及び退居後支援を行っており、人的資源の拡充が不可欠である。
- ・退所後の継続支援をするなかで、必要に応じて生活・就労支援、障害福祉、医療など各種制度やサービスにつなぐため、入所中からの区や支援機関との関係づくりが重要である。児童福祉分野だけでなく、必要に応じて、行政や関係機関との連絡会等の実施が必要である。
- ・高齢児童を受け入れる養育里親、ファミリーホームを支援するため、退所後児童の相談支援として、施設や自立援助ホーム職員等との交流の機会を創出していくことも必要である。

5 横浜市社会的養育推進の考え方

(1) 社会的養育の推進体制

家庭養育優先の原則のもと、子ども一人ひとりの年齢や状況に応じた代替養育の支援策を示し、子どもの考え方、思いを尊重しながら、子どもにとっての最善の利益を考慮した支援を、児童相談所や施設等の関係機関が連携し行います。

また、子どもが自ら有する権利を理解し、主体的に考える機会を提供するため、子どもの権利ノート等を積極的に活用するとともに、子どもの状態に応じて、生活の場の提供（代替養育等）の決定などに際して、子どもに十分に説明し、意見表明できるようにします。

施設は、より専門的なケアを要する児童を支援するため、職員の専門性の向上を図るだけでなく、様々な機会を通じ、他の施設における取組等の共有を行い、支援に役立てていきます。

現在施設に入所している子どもについて、その子どもにとって里親委託が望ましい場合は、その可能性を検討します。

里親や施設への委託だけでなく、母子の状況を踏まえ、母子生活支援施設を活用し、支援の選択肢を増やしていきます。

本市の社会的養育の資源を十分に活かし、施設の定員と専門性を維持し、必要な里親等の確保に向けて取り組んでいきます。

代替養育を必要とする子どもの数及び里親等委託の見込み

	令和元(2020)年度				令和6(2024)年度				令和11(2029)年度			
	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	計	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	計	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	計
代替養育が必要な子ども数	118人	106人	573人	797人	130人	116人	568人	814人	150人	128人	554人	832人
里親等委託子どもの数	25人	34人	105人	164人	43人	46人	141人	230人	68人	60人	174人	302人
里親等委託率	21.2%	32.1%	18.3%	20.6%	33.1%	39.7%	24.8%	28.3%	45.3%	46.9%	31.4%	36.3%
必要となる里親等の数	里親217組 ファミリーホーム6か所				里親268組 ファミリーホーム7か所				里親324組 ファミリーホーム8か所			

(2) 里親等委託の推進

乳幼児期は、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に大きな影響を与える時期でもあることから、乳児院からの措置変更、生まれて間もない子どもの委託など、乳幼児期の委託を一層推進します。

里親等委託を推進するうえでは、新たな里親等の確保が必要であり、特に学童期以降の子どもを受け入れる養育里親や、短期養育、複数の子どもの養育を行うことができる里親など、多様な里親を増やすことが必要です。

また、ファミリーホームは、家庭的な環境下で、子どもが共に成長できる経験を得られることから、設置を促進するなど、ファミリーホーム制度を推進していきます。

一方で、登録里親のうち委託されていない里親家庭（以下「未委託里親」という。）について、希望する子どもの年齢や性別のアンマッチや、登録里親の家庭環境の変化など、その理由は様々です。更新研修等を通じ、社会的養護の必要な子どもの状況などを伝えるとともに、登録里親の意向調査等により、家庭状況等を的確に把握し、里親委託に向けた支援策の検討を行っていきます。

里親家庭のなかには、委託された子どもの成長の過程で、病気や障害、虐待の影響等が背景にある子どもの養育の難しさに直面したり、ファミリーホームを始め複数の子どもを養育することによる難しさに直面することもあります。このため、里親・ファミリーホームへの支援の充実も重要です。

里親等委託の推進にあたっては、児童相談所を中心とするフォスティング業務の推進体制の中で、施設、里親会など関係機関の連携により行っていきます。制度の普及啓発、継続した里親等の確保等、更なる推進を図るため、引き続き民間機関との連携も含めた推進体制の検討を行っていきます。

特別養子縁組については、改正民法により令和2年4月より対象年齢が従来の6歳未満から15歳未満に引き上げられました。子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障する観点からも、普及啓発を行うとともに、引き続き、養子縁組里親の確保に努めていきます。

(3) 施設の小規模化等について

本市所管施設について、生活グループ単位の小規模化の推進に基づき、新設や改築等の大規模改修に際し、小規模ユニット化を進め、ほぼすべての施設で小規模グループケアが導入されています。各施設では、小規模グループケアを継続して実施するための職員の確保や、病虚弱や処遇困難等の子どもへの専門的なケアを担う職員の専門性の向上を図るなど、安定的に施設運営を行う体制を確保する必要があります。

そのため、国の措置費制度を的確に適用するとともに、国の補助事業等を積極的に活用するなど、本市においても、施設を支援するための仕組みについて検討を進めます。

令和元年度には、小規模グループによるケア単位の定員の見直し（引き下げ）や、本体施設の定員の合計を45人以下（乳児院にあっては35人以下）とすることが国から示されています。（経過措置あり）

本市所管施設の中には、その基準に適合しない定員規模や設備の施設があり、基準に適合するための支援が必要です。一方で、現在、施設入所を必要とする子どもについては、県所管施設などの広域入所を活用して定員数を確保しています。

また、小規模グループケアの推進により、ユニット毎の性別や年齢構成を配慮するため、一時保護中の子どもが施設入所するまでの期間が長期化する例も発生しています。

そのため、本市所管施設の定員については、当面の間、現状の規模を維持する必要があることから、本市独自の支援策に取り組みます。

今後、里親等委託の推移を踏まえ、施設における小規模グループによるケア単位や施設定員の見直しについては、引き続き検討を進めますが、そのなかで、施設における地域小規模

施設や分園型小規模グループケアの展開等の推進について検討を行います。

(4) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換

里親家庭等での生活をしている子どもの中には、成長の過程で、心理的、医学的に支援が必要な子どももいます。そのような子ども・家庭に対し、児童養護施設等の専門性を生かし、引き続き、児童相談所と連携した養育支援を進めます。

家庭復帰後を見据えた養育支援が必要な家庭に対しては、地域で安定した生活ができるよう区、児童相談所、横浜型児童家庭支援センターの連携の強化を図るとともに様々な支援等の充実を図ります。

現在の施設の機能を維持しながら、施設等の高機能化及び多機能化について、他の地域資源の状況を踏まえ、引き続き、検討を行っていきます

(5) 社会的養護自立支援の推進

施設等を退所した子どもの自立支援（アフターケア）は、施設等でのアフターケアや、退所者のための居場所「よこはま Port For」での相談支援などが担ってきました。

また、給付金・奨学金制度等が多様化するとともに、生活・就労支援を行う支援機関や行政サービスと連携した支援が求められることから、関係機関が集まり、情報交換や意見交換を行う機会を持つことが必要となっています。

施設等でアフターケアを担う職員の配置、自立援助ホームの活用、関係職員等による連絡会の開催などにより、支援の充実を図るとともに、退所前から関係機関が関わる継続支援計画の作成を通じて、施設等、児童相談所、支援機関が目標を共有し、退所した子どもが困った時に相談できる関係づくりの構築に取り組みます。

(参考1) 代替養育を必要とする子どもの数の見込み 算定方法

令和 11 (2029) 年

児童人口 507,833 人 (総人口 3,676,676 人)

3歳未満 78,581 人

3歳以上就学前 81,597 人

学齢期以降 347,655 人

① 代替養育を必要とする子どもの数 832 人

[前年度の施設等在籍児童数

+児童人口あたりの在籍児童数 (潜在的需要を含む) の割合の過去5年間の伸び]

3歳未満 150 人

3歳以上就学前 128 人

学齢期以降 554 人

② 里親等委託の対象となる児童の数 517 人

[代替養育を必要とする子どもの数-病虚弱等・処遇困難児の推計]

3歳未満 90 人

3歳以上就学前 80 人

学齢期以降 347 人

④ 施設で養育が必要な子どもの数

530 人

[代替養育を必要とする児童数

-里親等委託が必要な子どもの数]

3歳未満 82 人

3歳以上就学前 68 人

学齢期以降 380 人

③ 里親等委託が必要な子どもの数

302 人

[里親等委託の対象となる児童数

×里親等委託率]

3歳未満	75%
3歳以上就学前	75%
学齢期以降	50%

3歳未満 68 人

3歳以上就学前 60 人

学齢期以降 174 人

⑤ 里親等委託率 36.3% (全体)

3歳未満 45.3%

3歳以上就学前 46.9%

学齢期以降 31.4%

(参考2)「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における目標・方向性

令和2年3月に策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」の中でも、社会的養護体制の充実等について示しています。

◆社会的養護体制の充実

子どもの家庭養育優先の原則が明記された平成28年の改正児童福祉法及び29年の国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、本市の社会的養育の更なる推進に取り組みます。

代替養育を必要とする子どもを施設や里親に円滑に委託できるよう、施設の安定的な運営や里親・ファミリーホームの担い手の確保及び育成を図ります。

より専門的なケアを必要とする児童の受入れや、入所児童の家庭復帰及び退所後の自立を支援していくため、施設の専門性の向上を図るとともに、ケア単位の見直しについて検討を進めます。里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が広く市民に認知されるための広報・啓発を実施します。

里親のリクルートや育成、委託里親への支援等を行うため、児童相談所や関係機関が連携した、本市におけるフォostタリング業務の実施体制の検討を進めます。

児童養護施設等の退所後に、社会的にも経済的にも自立するため、施設等や関係機関による入所中から退所後までの継続した支援体制を構築します。

資格取得及び進学・就職に係る費用の助成や自立援助ホームの活用等、施設等退所者の自立に向けた支援策の充実を図ります。

※フォostタリング業務

里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行う。

◆児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

児童虐待対応や代替養育に関わる職員及び里親などの養育者の専門性強化のため、各種研修等を実施します。

児童相談所及び「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討を踏まえた区役所の機能強化に向け、必要な体制整備、職員の専門性向上に取り組みます。

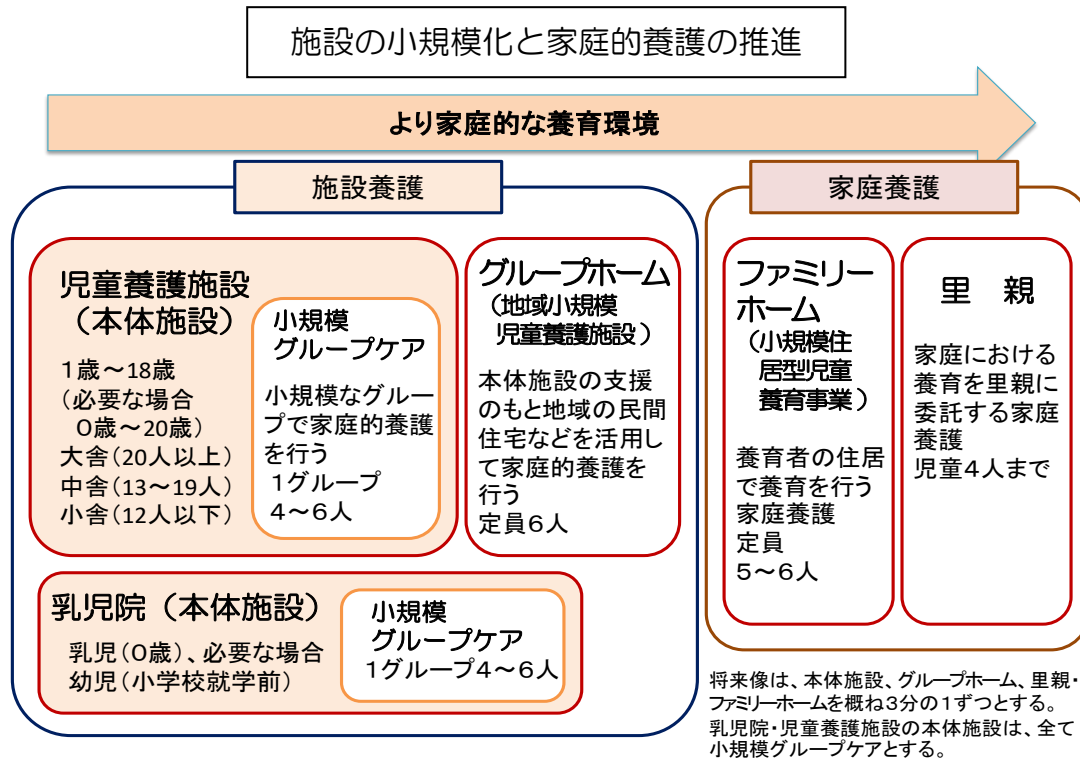
◆指標（抜粋）

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
里親等への新規委託児童数	32人／年	170人（5か年）

◆主な事業・取組（抜粋）

想定事業量	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	8件／年	50件／年

(参考3)「横浜市の家庭的養育推進の方向性」(平成28年3月)の考え方



【現状】

児童養護施設 乳児院	9 / 10
ファミリーホーム 里親	1 / 10



【平成41年度(令和11年度)】

概ね 1 / 3	児童養護施設(本体施設) 乳児院(本体施設)
概ね 1 / 3	グループホーム ◎地域小規模児童養護施設 ◎分園型小規模グループケア
概ね 1 / 3	ファミリーホーム 里親